

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書（環境省 R6 - ⑦）																
施策名		目標 3－1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む。）								担当部局名		水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室 モビリティ環境対策課				
施策の概要		固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。								政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 7年 8月	
達成すべき目標		大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。								政策体系上の位置付け		3. 大気・水・土壌環境等の保全				
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		○第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ○自動車NOx・PM総量削減基本方針（令和4年11月22日閣議決定）第2														
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			達成	
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					R9年度
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（％）		—	—	100	—	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△		
						別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	集計中	—	—	—				
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（％）		—	—	100	—	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△		
						別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	集計中	—	—	—				
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（％）		—	—	100	—	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	○		
						別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	集計中	—	—	—				
4 我が国の降水中pHの加重平均値（pH）		—	—	5.6	—	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。	△		
						5.04	5.07	4.98	集計中	—	—	—				

	5	アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合(解体等工事に係るもの)	—	—	100	—	100	100	100	100	100	100	—	環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本／L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本／Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。	○
							93.9	100	96.1	100	—	—	—		
	6	解体等工事に係る事前調査結果の報告件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。	—	
							—	618246	764145	—	—	—			—
	7	環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数	—	—	2	—	—	—	2	2	2	2	2	有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。	×
							0	0	0	0	—	—	—		
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										達成
8	我が国における水銀大気排出量(t)	前年度に比べて排出量を削減する		—	前年度の水銀の大気排出量と今年度の水銀の大気排出量を比較することで、水銀の大気排出量削減量を示すことができるため、測定指標として設定した。										○
9	国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	—	—	—	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。										○
10	放射性物質に係る環境汚染の防止	—	—	—	我が国における一般環境中の放射性物質による健康影響に関する最新情報を環境放射線量率のモニタリングにより把握し、放射性物質による環境の汚染防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。										○
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	大気汚染防止推進費 (昭和46年度)	1～4,7,9	004780	(5)	光化学オキシダント等総合対策費 (平成20年度(令和6年度より名称変更))	1	004787	(9)	EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費 (令和2年度)	—	004824	(13)	—	—	—
(2)	有害大気汚染物質等対策推進費 (平成23年度組替)	1,7	005934	(6)	大気環境監視システム整備経費 (昭和47年度)	1	—	(10)	環境管理技術調査検討費 (昭和50年度)【関連R5-9、関連R5-10】	1	004786	(14)	—	—	—

別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう(SO₂) エ. 二酸化窒素(NO₂) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM_{2.5})

イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(O_x) ク. テトラクロロエチレン

ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO_2) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)

イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM_{2.5})

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO_2) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

[illegible]